

第3期 大東市
子ども・子育て支援事業計画
大東市 こども計画

令和7年度～令和11年度

概要版



こども一人ひとりの権利が守られ、
元気と笑顔があふれるまち大東



令和7（2025）年 3月

大阪府 大東市

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

日本では、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が変化しています。そのため、大東市ではこれまで、「親子の笑顔あふれるまち」を理念に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様な支援施策を進めてきました。

近年、国では「こどもまんなか社会」をめざし、こども家庭庁の創設や児童手当の拡充など新たな政策が進められています。このような新しい制度のもと、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会をめざすとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、施策を進めることが必要となっています。

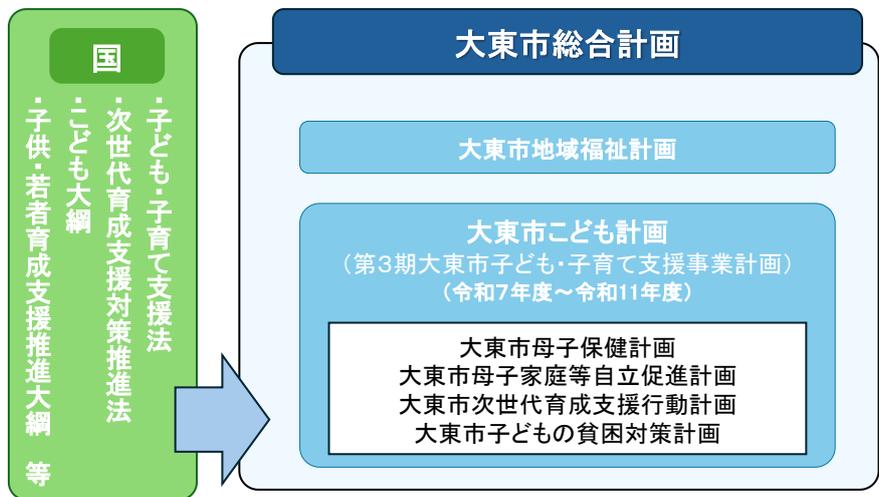
本市においても、「第3期支援事業計画」を策定して、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の必要量を見込み、確保体制を整備するとともに、子育てしやすいまちの実現に向けた、施策の質の向上に取り組めます。

計画の位置づけ

本計画は、本市のこども施策を総合的に推進する「こども計画」として、国のこども大綱等を勘案して策定するものです。

策定にあたっては、「大東市総合計画」を最上位計画とし、本市における関連計画との整合を図りました。

また、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」や、「大東市次世代育成支援行動計画」、「大東市子どもの貧困対策計画」「大東市母子保健計画」「大東市母子家庭等自立促進計画」を包含した計画としています。



計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、計画期間中でも必要に応じて検討し、見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期 大東市子ども・子育て支援事業計画					第3期 大東市子ども・子育て支援事業計画				

2 子ども・子育てに関する現状

子育て支援にする課題の整理

課題1 孤立しがちな子育て家庭への支援の強化

アンケート結果では、親族や知人など子育ての協力者や相談先のない人がみられました。また、相談する先がある人の相談相手として、公的な相談窓口への相談は5%程度となっています。公的・専門的機関の連携は、適切な子育て支援サービスへの利用につながる取り組みであり、「ネウボランドだいとう」等の窓口の周知や、ICTの活用を含めた相談受付体制の充実が必要です。また、保護者にとって身近な学校等の関係機関との支援ネットワークの強化も重要です。

課題2 教育・保育事業の充実

就学前教育・保育の多様化が進んでおり、子育てニーズに柔軟に対応できる子育て支援サービスの充実が必要となっています。令和8年度(2026年度)に制度化される「こども誰でも通園制度」については、今後、認知が進んでいくものと考えられ、制度化に向けた試行事業の取り組みを進めていきます。

課題3 子育てを取り巻く安心・安全な環境の整備

今後充実を希望する子育て支援サービスには、経済的な支援、小児救急などの、安心して子どもが医療を受けられる体制の整備や、親子が安心して利用できる公園等の屋外施設の整備が挙げられています。子育て世代の居住促進に向けた多角的な支援の充実に取り組むとともに、子育てアプリやガイドブック等の活用による既存のサービスの周知に努めます。

課題4 仕事と家庭の両立支援

女性の就業率の上昇に伴う、共働き家庭の増加を背景として、仕事と家庭の両立に係る課題がみられます。「病児・病後児保育」や「一時預かり」等、働きながら子育てをする家庭を支援するためのサービスの充実が必要です

3 基本理念と施策の体系

基本理念

本計画の策定にあたっては、本市で生まれた子どもたちが自らの権利を自覚しながら元気に育ち、成長していける環境づくりに積極的に取り組み、自分たちが暮らすまちに対する愛情を高められる社会を築くため、以下の基本理念を掲げ、施策を推進します。

こども一人ひとりの権利が守られ、
元気と笑顔があふれるまち大東

基本目標と施策の展開

基本目標1 ライフステージを通じた支援体制づくり

施策	主な取り組み
1 子ども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有等	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の推進 子どもの人権問題に関する啓発 教職員、市職員等に対する研修の充実 等
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園児と地域との交流 各中学校における職場体験学習の充実 地域ファミリースポーツ大会 等
3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 40歳未満健康診査 各種検診の実施 健康教育・健康相談 医療体制の充実 等
4 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> 保育料等適正化事業 大東・まなび舎事業 奨学貸付業務 就学児童エンパワメント育成事業 等
5 障害児支援・医療的ケア児等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 巡回発達相談、保育所等訪問支援 障害児保育 療育・訓練・相談事業 就学相談・支援の充実 等
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 およびヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等による虐待発見の徹底 育児相談等事業 親支援事業 にこにこ子育て訪問支援事業 等
7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 防犯意識の啓発強化および防犯指導の推進 教育アドバイザー巡回訪問 自殺対策の推進 等
8 子育てしやすい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー推進事業 手続き等のオンライン化 地域における防災活動の促進 等

基本目標2 ライフステージ別の支援体制づくり

施策	主な取り組み
1 子どもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育事業の充実 幼稚園、保育所等と小学校との連携 子ども医療費助成 等
2 学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> 確かな学力の向上 学校支援事業 英語教育の推進 不登校児童に対する訪問支援 等
3 青年期	<ul style="list-style-type: none"> 労働相談 起業支援 コミュニティソーシャルワーカーによる支援 等

基本目標3 子育て当事者への支援体制づくり

施策	主な取り組み
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の支給 子育てスマイルサポート事業 各種制度導入奨励金の周知・活用の促進 等
2 地域子育て支援、家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター事業 つどいの広場事業 いくカフェ 子育てガイドブックの活用 等
3 共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法の周知徹底 両親教室 男女共同参画意識の啓発 家庭教育応援企業等登録制度 等
4 ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭支援ハンドブックの活用 児童扶養手当の支給 公営住宅の確保 等

重点施策の取り組み

重点目標

本計画では、「こども基本法」の趣旨に基づき、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考える「大東版・こどもまんなか社会の実現」を重点目標とします。

「大東版・こどもまんなか社会の実現」

(1) 子ども・若者の意見聴取と施策への反映

子ども・若者の意見を聴き、政策に反映していくことの意義を鑑み、直接的、間接的に子ども・若者の意見を聴取するための仕組みづくりに取り組み、こどもまんなか社会の主役である子どもたちが、自らの意見を社会にアピールする権利を保障することによって、多くの子どもたちが社会に関心を持てる環境を作り上げていきます。

(2) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた理念の明文化

子どもの利益を最優先に考え、子どもや若者の視点から政策を立案し、実施する「こどもまんなか社会」の実現を重点目標として掲げることで、市としての子ども施策を進めていくとともに、庁内外における「こどもまんなか」の意識醸成を図ります。

本計画では平成 19 年に制定された本市の「子ども基本条例」を見直しし、新たな時代に即した理念の明文化を図ります。

(3) 支援を必要とする子どもや家庭を支える取組みの充実

① 大東市こども家庭センター「ネウボランドだいとう」の相談支援機能の充実

「ネウボランドだいとう」はこども家庭センターとして、子どもの育ちに対する支援強化を進めているとともに、市全体の包括的な支援体制の中核的な機能を担っています。

本計画では、子育て家庭が長期間にわたって関わり続けたいと思える、幅の広い相談支援サービスの提供に取り組みます。また、妊娠・出産・育児期の家庭において、心身の不安や悩みから児童虐待に至ることのないよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした子どもを守るネットワークを充実させます。

② すべての子どもの育ちを応援するこども誰でも通園制度の具体化

こども誰でも通園制度は、親の就労状況等に関わらず、3歳未満で保育所等を利用していない子どもを対象として、月一定時間までの利用枠の中で、時間単位で施設を利用できる制度です。

子どもたちが家庭の外で多くの人と関わることは、心身の発達につながるとともに、保護者にとっては子どもの育ちに気づく機会となります。また、未就園児のいる家庭の、孤立感や不安感の解消、育児の負担軽減が図られることが期待されます。

4 子ども・子育て支援の量の見込み

教育・保育事業

単位：人

教育施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	721	668	617	572	531
1号認定	502	465	429	398	370
2号認定（教育）	219	203	188	174	161
②確保方策	1,635	1,626	1,616	1,611	1,603
認定こども園・幼稚園	1,635	1,626	1,616	1,611	1,603
乖離（②－①）	914	958	999	1,039	1,072

単位：人

保育施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,493	2,475	2,464	2,458	2,444
2号認定（保育）	1,494	1,485	1,477	1,472	1,464
3号認定	999	990	987	986	980
②確保方策	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573
特定教育・保育施設	2,524	2,524	2,524	2,524	2,524
2号認定（保育）	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
3号認定	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
小規模保育	49	49	49	49	49
乖離（②－①）	80	98	109	115	129



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業（時間外保育事業）	人	936	912	890	869	852
放課後児童健全育成事業（計） （放課後児童クラブ）	人	1,277	1,290	1,290	1,285	1,272
小学1年生	人	411	390	383	384	377
小学2年生	人	339	368	349	343	343
小学3年生	人	255	269	292	277	272
小学4年生	人	172	156	165	179	170
小学5年生	人	73	76	69	73	79
小学6年生	人	27	31	32	29	31
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	人日	30	30	30	30	30
地域子育て支援拠点事業	人回	44,851	43,707	42,675	41,653	40,836
一時預かり事業（計）	人日	48,985	47,735	46,609	45,492	44,600
幼稚園・認定こども園にお ける一時預かり	人日	46,562	45,374	44,303	43,242	42,394
保育所等における一時預か り	人日	2,423	2,361	2,306	2,250	2,206
病児・病後児保育事業	人日	242	235	230	224	220
ファミリー・サポート・センター 事業（計）	人日	462	450	440	429	421
小学校低学年	人日	311	303	297	289	284
小学校高学年	人日	151	147	143	140	137
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業	人	698	680	664	648	635
養育支援訪問事業	人	15	16	17	18	19
妊婦健康診査	人	1,314	1,281	1,251	1,221	1,197



5 計画の推進にあたって

それぞれの主体に期待する役割

家庭	子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、思いやりなどを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。しっかりとした家庭教育の実践と、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めていくことが期待されます。
教育・ 保育機関	同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うことが期待されます。また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割も期待されます。
地域	地域における教育力や子育て力を高めるため、市内の各種団体・機関等が連携しながら、地域において教育や子育てを行う環境や推進体制の充実を図ることが期待されます。
企業	共働き家庭が増加する中、仕事と家庭生活が両立できるよう、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、就労に関する条件を整備することが期待されます。
行政	子ども・子育て支援策を積極的に推進し、教育・子育て環境の充実を図るとともに、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広く周知・啓発します。また、庁内関係各課が連携し、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に計画を推進します。

計画の進行管理

この計画で定めた教育・保育、および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等を、各施策や事業などについては定期的な進捗管理および評価を行います。また、庁内の推進体制や「大東市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

第3期 大東市 子ども・子育て支援事業計画 (大東市こども計画)

概要版

発行年月 令和7（2025）年3月
発行者 大東市 福祉・子ども部 こども家庭室
住所 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号
TEL 072-872-2181（代表）

印刷物番号

6-107